

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は申立期間当時、紬織の工場に勤務しており、月額 100 円の国民年金保険料を集金人に同僚たちと一緒に納付していたことを覚えている。

また、私の姉は、2 番目の子供の出産後、実家におり、私の国民年金保険料を代わりに納付してくれていたはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として提示した「金銭出納帳」の記帳内容により、昭和 38 年 1 月以降の国民年金保険料については納付していたことが推認できる。

さらに、申立人の姉が 2 番目の子供を出産した時期は申立期間始期の昭和 36 年 4 月であることが確認できる上、その姉は、「2 番目の子供の出産のため実家に帰っていたころ、子供の面倒を見てくれた申立人にお礼のつもりで、私が申立人の数か月分の国民年金保険料を納付した記憶がある。」と証言しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和44年に国民年金に加入して以降、国民年金保険料をずっと納付しており、申立期間のみが未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和44年9月に国民年金に任意加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の各欄に、「納」の印が押され、その横に「未」と記載されていることが確認でき、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人の住所の変更が無いことが確認でき、申立人の生活状況等に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

私の子供 3 人のうち 2 人が大学を卒業して生活に少し余裕が出たころ、特例納付の制度を知り、市役所の窓口で金額は定かではないが、国民年金保険料をまとめて納付した記憶があり、薄い紙質の領収書をもらい、年金手帳に糊づけして保管した覚えがあることから、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間前後の昭和 39 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 50 年 4 月から 51 年 6 月までの期間の国民年金保険料を特例納付により納付している上、申立期間直後の 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、町の国民年金被保険者台帳では、申立期間直前の昭和 44 年度は未納となっているが、社会保険庁の記録では、44 年度は納付済みとなっていることが確認でき、当時、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで  
② 昭和56年1月から59年3月まで  
③ 昭和59年4月から62年3月まで  
④ 昭和62年4月から63年3月まで

申立期間①については、私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと聞いている。申立期間②については、地区の集金人に国民年金保険料を納付していた。申立期間③については、申請免除の期間であったため、社会保険事務所に相談したところ、国民年金保険料を追納したほうが良いと言われたので、3か月分ぐらいまとめて追納した。申立期間④については、銀行で国民年金保険料を納付書により納付した。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は当該期間内の昭和38年7月に払い出されていることが確認でき、国民年金の加入手続を行っていないながら国民年金保険料を納付しないというのは不自然である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとするその父親自身の国民年金保険料は完納となっている上、申立人と同居していたその母親及び姉二人についても国民年金保険料を完納していることが確認でき、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間②から④については、国民年金保険料の納付場所や納付方法についての申立人の記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等

が不明である。

また、申立人が、当該期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 491

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 4 月まで

申立期間については、私の夫が会社を退職した昭和 46 年に、A 市役所の窓口で、夫の退職金から私の国民年金保険料として 30 万円ぐらいを納付したことを記憶しているので、未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫が厚生年金保険を脱退した直後の昭和 46 年 5 月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張する金額と実際の国民年金保険料額は大きく相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 5 月に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする A 市とは別の B 町（当時）で払い出されていることが確認できる上、同町の国民年金手帳記号番号払出簿には、「A 48.10」の記録があることから、申立人の年金記録上の住所は、48 年 10 月まで B 町から A 市に変更されていなかったものと推認され、「昭和 46 年に A 市役所で納付した。」とする申立内容には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。